

## 居宅介護 重要事項説明書別紙1（料金表）

令和6年4月1日

厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（下表の1割が利用負担額）となります。

		(単位数)	利用料	
			10割	1割負担
・身体介護 ・通院等介助（身体介護を伴う場合）	20分以上30分未満	256	¥2,805	¥280
	30分以上1時間未満	404	¥4,427	¥442
	1時間以上1時間30分未満	587	¥6,433	¥643
	1時間30分以上2時間未満	669	¥7,332	¥733
	2時間以上2時間30分未満	754	¥8,263	¥826
	2時間30分以上3時間未満	837	¥9,173	¥917
	3時間以上	921	¥10,094	¥1,009
	以降30分を増すごとに	83	¥909	¥90
家事支援	30分未満	106	¥1,161	¥116
	30分以上45分未満	153	¥1,676	¥167
	45分以上1時間未満	197	¥2,159	¥215
	1時間以上1時間15分未満	239	¥2,619	¥261
	1時間15分以上1時間30分未満	275	¥3,014	¥301
	1時間30分以上1時間45分未満	311	¥3,408	¥340
	以降15分を増すごとに	35	¥383	¥38
通院等介助・通院等介助（身体介護を伴わない場合）	30分未満	106	¥1,161	¥116
	30分以上1時間未満	197	¥2,159	¥215
	1時間以上1時間30分未満	275	¥3,014	¥301
	以降30分を増すごとに	69	¥756	¥75
通院等乗降介助	1回につき	102	¥1,117	¥223

※夜間（18:00～22:00）又は早朝（6:00～8:00）の場合

上記単位数の25%増し

※深夜（22:00～6:00）の場合

上記単位数の50%増し

※訪問介護員2名派遣の場合

上記単位数 × 200/100

※特定事業所加算

特定事業所加算Ⅰを取得しています

上記単位数に20%加算

## 【その他加算・減算】

		(単位数)	利用料	
			10割	1割負担
初回加算	1月につき	200	¥2,192	¥219
緊急時対応加算	1回につき（月2回を限度）	100	¥1,096	¥109
利用者負担上限額管理加算	1月につき	150	¥1,644	¥164
	1月につき（利用者ごとに、当該月の介護報酬総単位数※について算定）		※基本サービス費+各種加算・減算の単位数	
	減算区分	単位数	利用料 (10割分)	
身体拘束廃止未実施減算	—	報酬総単位数×1% ※1単位未満の端数は四捨五入	左の単位数× 1単位の単価	
虐待防止措置未実施減算	—	報酬総単位数×1% ※1単位未満の端数は四捨五入	左の単位数× 1単位の単価	
業務継続計画未策定減算	令和7年4月1日より開始	報酬総単位数×1% ※1単位未満の端数は四捨五入	左の単位数× 1単位の単価	
情報公表未報告減算	—	報酬総単位数×5% ※1単位未満の端数は四捨五入	左の単位数× 1単位の単価	
	1月につき（利用者ごとに、当該月の介護報酬総単位数※について算定）		※基本サービス費+各種加算・減算の単位数	
	加算区分	処遇改善加算の単位数	利用料 (10割分)	
介護職員処遇改善加算	加算（Ⅰ）	介護報酬総単位数×27.4% ※1単位未満の端数は四捨五入	左の単位数× 1単位の単価	
介護職員等ベースアップ等支援加算	—	介護報酬総単位数×4.5% ※1単位未満の端数は四捨五入	左の単位数× 1単位の単価	

## 【その他料金】

キャンセル料	前日17:00までにご連絡を頂けた場合；無料 前日17:00までご連絡がなかった場合：1,000円
実施地域外におけるサービス提供時の交通費	交通費の実費を頂きます。車を使用した場合は1km当たり100円を頂きます。

※介護給付費等について事業者が代理受領を行わない(利用者が償還払いを希望する)場合は、介護給付費等の全額を一旦お支払いただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に介護給付費等の支給(利用者負担額を除く)を申請してください。

※サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、訪問介護計画に位置づけた時間数によるものとします。なお、計画時間数と実際にサービス提供に要した時間が大幅に異なる場合は、計画の見直しを行ないます。

※利用者の体調等の理由で介護計画に予定されていたサービスが実施できない場合、利用者の同意を得てサービス内容を変更することができます。この場合、事業者は変更後のサービス内容と時間により利用料金を請求いたします。

※サービス提供にあたり必要となる利用者の居宅で使用する電気、ガス、水道の費用や通院介助等におけるヘルパーの公共交通機関等の交通費は別途ご負担頂きます。